

最終更新日: 2016年4月8日

マニー株式会社

取締役兼代表執行役社長 高井壽秀

問合せ先: 執行役 高橋一夫

証券コード: 7730

<http://www.mani.co.jp>

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社はより開かれた会社になることを目指し、且つ経営に対する客観的な評価を市場より得たいと考え、2001年6月に株式を公開しました。株価という客観的評価を一つの基準として事業運営に努めるとともに、正しい評価が得られるよう情報開示にも努力してまいりました。さらに、経営の透明性を求めて、2004年11月に「委員会等設置会社」(現 指名委員会等設置会社)に移行し、社外取締役を過半数とした取締役会が執行役を監督する緊張感のある経営の仕組みとし、よりよいコーポレート・ガバナンス体制の追求と確立に努めております。

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な方針は、「Shareholders as owners(所有者としての株主)」を基本としつつ、「各ステークホルダーの利益の共通化」を実現することにあります。

即ち、顧客に対しては良い製品を適正な価格で提供することによる顧客満足(CS)の向上を追求して、売上・利益の増大を目指します。従業員(役員を含む。)に対しては当社に適した優秀な人材の確保に十分な報酬及び成果の上げられる優良な環境・制度を提供し、従業員満足(ES)の向上により的確で効率的な企業活動を目指します。また、これらを実現するために代表執行役はじめ全執行役が率先垂範して企業価値を向上させるとともに各経営システムの確立に努力します。

一方、株主総会により選任された取締役で構成する取締役会は基本を決定し、執行の方向性に誤りがないかを監督し、執行役を評価します。このガバナンスを通して株主利益の増大を目指す株主満足(SS)を獲得します。

ここで重要なポイントは「各ステークホルダーの利益の共通化」を実現することにあります。利益の共通化とは、顧客の利益は従業員・株主の利益であり、従業員の利益は顧客・株主の利益であり、株主の利益は顧客・従業員の利益となることです。ガバナンスの基本は、執行役の独走を防止するとともに、一方のステークホルダーの利益が他のステークホルダーの損失となることを防止することにあると当社は考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則 1-2-2 招集通知の早期発送、TDnetや自社ウェブサイトによる電子的公表】

当社は、株主が議案の検討に相応時間を必要とすることを認識し、招集通知について法定期日前に当社ホームページにて早期開示を行っておりますが、早期発送については対応しておりません。次期定時株主総会より実施を検討してまいります。

【補充原則 1-2-4 議決権の電子行使のための環境づくり、招集通知の英訳】

当社は、海外投資家比率等を勘案し、現時点で議決権電子行使プラットフォームの利用及び招集通知の英訳は対応しておりません。今後海外投資家の比率が高くなった段階でその必要性について検討してまいります。

【補充原則 3-1-2 英語での情報開示・提供】

当社は、財務諸表、会社案内及びホームページ等の一部情報について英語での開示・提供を行っております。その他の情報については、今後海外投資家の比率が高くなった段階で検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

当社は、「コーポレートガバナンスに関する基本方針」(以下「基本方針」)をという。)を策定し、当社ホームページに掲載しております。

【原則 1-4 いわゆる政策保有株式】

政策保有株式及び政策保有株式に係る議決権行使に関する方針については、基本方針「第5条(株式の政策保有及び政策保有株式に係る議決権行使に関する基本方針)」に記載しております。

【原則 1-7 関連当事者間の取引に係る適切な手続、枠組みの開示】

関連当事者との取引を行う場合の手続きについては、基本方針「第6条(行動規範及び利益相反)」に記載しております。

【原則 3-1 情報開示の充実】

1. 会社の目指すところ(経営理念等)

当社グループの活動の基礎となる経営理念及び経営戦略については、当社ホームページ「経営方針」及び「決算説明会資料」に記載しております。

2. コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針については、本報告書「1.1. 基本的な考え方」に記載しております。

3. 取締役会及び執行役の報酬決定の方針と手続

報酬委員会が取締役会及び執行役の報酬を決定するにあたっての方針と手続については、本報告書「2.2.(4)報酬決定」及び基本方針「第25条(取締役及び執行役の報酬等)」に記載しております。

4. 取締役候補の指名を行うにあたっての方針と手続

指名委員会が取締役候補者を選任するための方針及び手続については、基本方針「第14条(取締役の資格及び指名委員会手続)」に記載しております。

5. 代表執行役兼務者を含む各取締役候補の選任理由

代表執行役兼務者を含む各取締役候補の選任理由については、株主総会招集通知発送時に当社ホームページに掲載しております。

【補充原則 4-1-1 執行役に対する委任の範囲】
取締役会が定める執行役に対する委任の範囲については、基本方針「第10条（取締役会の役割）」に記載しております。

【原則 4-8 独立社外取締役の有効活用】
独立社外取締役の人員については、基本方針「第13条（取締役会の構成）」に記載しております。
当社は現在、取締役7名のうち4名が独立社外取締役です。

【原則 4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】
当社が定める独立社外取締役の独立性に関する基準については、基本方針「第13条（取締役会の構成）」に記載しております。

【補充原則 4-11-1 取締役会のバランス、多様性及び規模に関する考え方】
取締役会のバランス、多様性及び規模に関する考え方については、基本方針「第14条（取締役の資格及び指名手続）」に記載しております。

【補充原則 4-11-2 社外取締役の兼任状況】
社外取締役の兼任状況については、本報告書「2.1【社外取締役に係る事項】会社との関係(2)」に記載しております。

【補充原則 4-11-3 取締役会全体の実効性に関する分析・評価】
当社は、企業価値の向上を目指した経営を推進するため、平成27年度より年1回「取締役会・委員会評価」を行っております。
当社の取締役会は、客観的な立場から執行役の業務執行に対して、適切な監督を行うことを主眼に取締役会の実効性を確認するため、当社のすべての取締役を対象に質問票への回答をもって自己評価を行い、その結果について、取締役会にて全取締役が活発に意見を述べ、議論を行いました。
その結果、当社取締役会及び指名・報酬・監査の各委員会は、多面的な議論を行うに足る多様性を備え、社外取締役を含むすべての取締役が自らの知見に基づき自由闊達に意見し、建設的な議論を行っていること、さらに、全ステークホルダー共通の利益のために透明性・公正性を担保した意思決定を行っていることを確認しました。一方で一部の取締役からは取締役会の実効性をより強化するため、リスク管理体制の充実化について検討すべきであるとの意見も提示されました。
今後は当社の企業価値向上を目指した経営を推進させるため、今回の取締役会・委員会の実効性評価結果及びそのプロセスの中で出た意見を踏まえて、継続的に取締役会・委員会の機能向上に取り組んでまいります。

【補充原則 4-14-2 取締役に対するトレーニング方針】
取締役に対するトレーニングに関する基本方針については、基本方針「第20条（取締役の研鑽及び研修）」に記載しております。

【原則 5-1 株主との建設的な対話に関する方針】
株主との建設的な対話を促進するための体制整備及び取り組みに関する方針については、基本方針「第26条（株主との対話）」に記載しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満
-----------	------------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
マニックス株式会社	3,900,000	10.94
松谷技研株式会社	1,890,000	5.30
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,521,300	4.27
松谷貴司	1,068,000	3.00
松谷正光	1,036,800	2.91
BNP PARIBAS SEC SERVICES LUXEMBOURG／JASDEC／ABERDEEN GLOBAL CLIENT ASSETS	986,000	2.77
松谷正明	957,000	2.69
株式会社正光	780,000	2.19
野村信託銀行株式会社(投信口)	616,700	1.73
第一生命保険株式会社	610,200	1.71

支配株主(親会社を除く)の有無	――
親会社の有無	なし

補足説明更新

(1) 上記【大株主の状況】は平成28年2月29日現在の状況を記載しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	8月
業種	精密機器

直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	指名委員会等設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	8名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	その他の取締役
取締役の人数	7名

【社外取締役に係る事項】

社外取締役の人数	4名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	4名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
栗原義一	他の会社の出身者											
後藤充宏	公認会計士											
酒井 清	他の会社の出身者											
梶 智子	弁護士											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	所属委員会			独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
	指名委員会	報酬委員会	監査委員会			
栗原義一			○	○	——	当社及び代表執行役を含む全執行役との利害が全くなく、法務・税務・会計・研究開発・会社経営等に関する豊富な経験と幅広い知識を当社の経営に活かすとともに、社会的に公正な決定と経営の監督の実効を上げ、取締役会の一層の活性化を図るため。また、当社及び執行役との利害が全くない社外取締役であり、一般株主との利益相反が生じる恐れがないと判断し独立役員に指定しております。
後藤充宏		○	○	○	——	同上
					酒井清氏は、株式会社リコーの出身者であり、同社より一般事務用品購入の取引関係がありますが、当該取引金額は僅少	

酒井 清	○	○	○	○	(連結売上高の0.5%未満)であり、同氏の独立性に影響を与えるものではありません。	同上
梶 智子	○	○	○	○	——	同上

【各種委員会】

各委員会の委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
指名委員会	3	0	1	2	社内取締役
報酬委員会	3	0	0	3	社外取締役
監査委員会	4	0	0	4	社外取締役

【執行役関係】

執行役の人数 7名

兼任状況

氏名	代表権の有無	取締役との兼任の有無			使用人との兼任の有無
			指名委員	報酬委員	
松谷正明	なし	あり	×	×	なし
高井壽秀	あり	あり	×	×	なし
高瀬敏之	なし	なし	×	×	なし
高橋一夫	なし	なし	×	×	なし
齊藤雅彦	なし	なし	×	×	あり
村田英一	なし	なし	×	×	あり
高橋照男	なし	なし	×	×	あり

【監査体制】

監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無 あり

当該取締役及び使用人の執行役からの独立性に関する事項

監査委員会の職務を補助すべき使用人は、監査委員会室が担当しております。なお、監査委員会の職務を補助すべき使用人に関する社内規程を以下のように定めております。また、監査委員会の職務を補助すべき取締役はおりません。

1. 監査委員会室に転入する使用人については、あらかじめ監査委員会の同意を要する。また、監査委員会室より転出する使用人ならびにその転出先については、あらかじめ監査委員会の同意を要する。
2. 人事考課については、あらかじめ監査委員会の同意を要する。
3. 給与の改定については、あらかじめ監査委員会の同意を要する。
4. 執行役の配慮義務については、監査委員会の職務を補助すべき使用人が、その職務を遂行する上で不当な制約を受けることがないよう配慮する。また、監査委員会の職務を補助すべき使用人は、その職務を遂行する上で不当な制約を受けたときは、監査委員会又はあらかじめ監査委員会が指名する監査委員に報告し、不当な制約を排除するよう求めることができる。さらに、監査委員会の職務の補助に関しては執行役の指揮命令権は及ばない。

監査委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査委員会は年5回、会計監査人との会計監査に関わる確認(監査計画、監査体制、監査実施状況、内部統制システムの状況等。)や、その他の監査に関する情報、意見交換を実施しております。

内部監査部門は、内部監査人室が担当しており、監査委員会との意見交換(監査計画、監査体制、監査実施状況、内部統制システムの状況等。)を年数回程度実施しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 4名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役・執行役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

- 業績連動型報酬制度については、執行役を対象とした「業績連動報酬支給基準」を作成し、連結売上高及び連結経常利益の「予算比達成度」、「前期比達成度」、「過去最高期比達成度」により支給額を決定しております。年間連動報酬は業績により、月額報酬の3～15ヶ月分であります。
- その他、平成19年12月より、パフォーマンスユニット制度を運用しています。これは、ストック・オプションに代わる新たなインセンティブとして、3年後の売上、経常利益、株価の目標値を定め、達成の度合いに応じて報酬を支払うものであります。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役・執行役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況

個別報酬の開示はしていない

（個別の執行役報酬の）開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

個別報酬の開示はしておりませんが、社内取締役、社外取締役、執行役の区分で総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

(1)基本方針

当社は、「企業価値向上のための当社に適した人材の確保に必要な報酬水準」を基本方針とし、「企業価値向上のための当社に適した取締役及び執行役の確保に必要な報酬水準を設定するとともに、インセンティブを付与する報酬体系を構築し、透明で適正な運用を行うことにより、当社の業績向上に資する」ことを報酬委員会の役割としております。

(2)取締役報酬に関する方針

取締役報酬は、基本報酬により構成しております。基本報酬は委任する仕事量相当額とし、役員退職慰労金制度は設けておりません。また、執行役を兼務する場合は、取締役としての報酬は支給しておりません。

(3)執行役報酬に関する方針

執行役報酬は、基本報酬と業績連動報酬により構成しております。基本報酬は当社経営環境・他社水準などを考慮して仕事に打ち込むに必要且つ十分な額としております。業績連動報酬は、売上・経常利益に関する複数の評価指数の達成度に応じて支給しております。また、執行役の退職に際しては、役員退職慰労金を支給しております。

(4)インセンティブプラン

取締役及び執行役に対し、インセンティブプランとして、パフォーマンスユニット制度を設定しております。この制度は、役職・職責に応じて報酬委員会において審議決定しております。

(5)透明性の確保

透明性を確保するために、取締役・執行役の個別報酬については開示基準に則り開示しております。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役を補佐する担当セクションは、経営管理部企画課が行っております。担当内容は、社外取締役への事前の会議議案の配信（これは主に取締役会議長が行っておりますが、議長が留守の場合等。）及び事後に会議議事録等の配信、その他必要な情報伝達を主に電子メールにて行っております。また、各執行役は、出張報告や重要リスク、コンプライアンスに関する重要な報告事項がある場合等、必要に応じて配信するようにしております。取締役会において、議長及び執行役を兼務する取締役は、議案内容について時間をかけて詳細に説明し、社外取締役が理解した上で審議できる体制を取っております。会議資料についてもほとんどの部分を事前に電子メールにて配信し、取締役会の効率アップと活発な意見交換を実現しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

（1）業務執行について

・業務執行に関する意思決定機関として、「執行役部長会」を設置し、年間スケジュールに従い、毎月1回以上年間約20回開催しております。また、執行役は主に執行役規程（取締役会が権限を委譲した事項を含む。）及び職務権限規程に従い、業務を適正に行っております。

（2）監査・監督について

・取締役会は、社内取締役3名と社外取締役4名の合計7名（男性6名、女性1名）で構成されております。取締役会及び各種委員会は、取締役及び執行役に定期的又は必要に応じ随時、報告を義務づけ、それにより会議で適正に審議等を実施しております。特に執行役に対しては、四半期決算毎に取締役会に業務報告書を提出させ、それを基に執行役と取締役会の面談報告会を行って、各執行役の執行状況を把握し評価しております。

・監査委員会は、社外取締役4名で構成され、委員長は会社経営経験者が務めており、年間スケジュールに従い年約13回の開催を予定しております（監査委員会の実地監査についてはこの回数以外に実施しております。）。また、適切な監査・監督が実行できるよう専門性にも考慮し、その他の委員には社外取締役である会社役員経験者、弁護士、公認会計士を選任しております。

・監査委員会においては「監査方針」を作成し、これを毎期見直し、運用しております。また、重要な会議の議事録の閲覧のほか、取締役及び執行役等からその職務の執行に関する事項の報告を聴取し、重要な決裁書類等の閲覧や業務及び財産の状況を調査しております。特に定期的に監査委員長から各執行役へ質問状を送付し、それに回答を求めている業務の監査を行うとともに、各執行役に対してコンプライアンス及びコーポレート・ガバナンス上の注意を促しております。子会社についてもその業務及び財産の状況を調査（海外現地調査を含みます。）し、コンプライアンス及びコーポレート・ガバナンス上の注意を促しております。また、会計監査人と監査の方針・方法について打合せを行い、実施状況、監査結果につき、説明・報告を受け意見交換を実施するとともに、連結計算書類、計算書類及び附属明細書、事業報告、内部統制システム等につき検証しております。

・監査の組織として監査委員会室（人員1名）を設置し、監査委員会の独立性を確保するため、監査委員会の職務を補助すべき事務局の業務を執行役から独立して担当させております。さらに監査機能を高めるため、内部監査人室（人員2名）が独立した立場で監査を行い、その結果については、随時監査委員会へ報告するなど連携を図っております。

・当社の会計監査人は新日本有限責任監査法人であり、当社の会計監査を行う指定有限責任社員・業務執行社員は、上林三子雄、神山宗武、白取一仁の3氏であります。なお、継続監査年数については、全員7年もしくは5年以内であるため、記載を省略しております。

※同監査法人は、公認会計士法及び日本公認会計士倫理規則に準拠した同法人内部規定による業務執行社員の交替制度（筆頭業務執行社員は最長5年、その他の業務執行社員は最長7年。）を導入しております。

（3）取締役候補者の指名について

・取締役候補者の決定は、指名委員会が行っており、年間スケジュールに従い年約13回の開催を予定しております。

・指名委員会は、社内取締役1名と社外取締役2名で構成され、委員長は取締役会議長が務めております。また、多角的な見地から取締役の指名を行うため、その他の委員には社外取締役である会社役員経験者、弁護士を選任しております。

・指名委員会においては、「取締役候補者選考に関する基準」「取締役解任議案付議基準」を作成し、これを毎期見直し、運用しております。また、社外取締役の選任に関しては、下記のとおり会社からの独立性を選考基準として定め、原則就任6期を超える者を次期社外取締役候補者に選任しないこととしております。

<社外取締役の独立性に関する基準>

当社は、以下のいずれかに該当する場合、社外取締役の独立性がないものとみなす。

1. 過去10年間において、当社及び当社の子会社（以下、「当社グループ」という。）の業務執行取締役・執行役・従業員（以下、「業務執行者」という。）であるまたはあった場合
2. 過去5年間において、当社グループを主要な取引先とする連結企業グループまたは当社グループの主要な取引先である連結企業グループの業務執行者であるまたはあった場合
※主要な取引先とは、その取引額が、当社グループまたは当該連結企業グループの直近事業年度の連結売上高の2%を超えるものをいう。
3. 過去5年間において、当社グループから法律・会計・税務等の専門家またはコンサルタントとして、役員報酬以外に報酬を受けているまたは受けていた場合
4. 過去5年間において、会計監査人またはその社員等として当社グループの監査業務を担当しているまたは担当していた場合
5. 過去5年間において、当社グループから金銭その他の財産による寄付を受けている者またはその業務執行者であるまたはあった場合
6. 当社の議決権の10%以上を保有する大株主またはその業務執行者である場合
7. 過去5年間において、配偶者又は2親等以内の親族が、上記（1）～（6）のいずれかの要件に該当する場合
8. 当社グループとの間で取締役が相互就任の関係にある会社の業務執行者である場合
9. その他の重要な利害関係が当社グループとの間にある場合
10. 会社法において定められた社外取締役の資格要件を満たさない場合

（4）報酬決定について

・取締役及び執行役の個人別の報酬等は、報酬委員会が決定しており、年間スケジュールに従い年約13回の開催を予定しております。

・報酬委員会は、社外取締役3名で構成され、委員長は公認会計士が務めております。また、適正かつ合理的な報酬制度の運用・検証を行う見地から、その他の委員には社外取締役である会社役員経験者、弁護士を選任しております。

・報酬委員会においては、「取締役及び執行役の個人別の報酬の内容の決定に関する方針」を作成し、これを毎期見直し、運用しております。

（5）社外取締役の役割・機能について

・当社の社外取締役は、当社及び代表執行役を含む全執行役との利害が全くなく、法務・税務・会計・研究開発・会社経営等に関する豊富な経験と幅広い知識を当社の経営に活かすとともに社会的に公正な決定と経営の監督の実効を上げ、取締役会の一層活性化する役割を担っております。また、その他「1. 買収防衛に関する事項」記載のとおり、特別委員会を構成して、適切な役割および機能を持っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社が指名委員会等設置会社形態を採用している理由は、当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な方針、即ち顧客満足（CS）、従業員満足（ES）、株主満足（SS）の向上を追求し、「各ステークホルダーの利益の共通化」を実現するためであります。利益の共通化とは、顧客の利益は従業員・株主の利益であり、従業員の利益は顧客・株主の利益であり、株主の利益は顧客・従業員の利益となることです。ガバナンスの基本は、執行役の独走を防止するとともに、一方のステークホルダーの利益が他のステークホルダーの損失となることを防止することにあると当社は考えております。そのため、当社は迅速かつ的確な意思決定制度と、適切な内部統制システムを構築し、さらに経営の透明性を図るべく、独立性を保てる社外取締役を選任し、必要情報を積極的に開示しております。

旧監査役設置会社形態の時と比較し、監督と執行を分離した体制の運用により、この基本的な方針が達成されていると判断しております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	当社は8月末日決算であり、集中日そのものはありません。
その他	株主総会後に、株主と会社との意見交換会を実施し、株主への当社の理解度アップに努めております。また、当社は8月決算であるため開催日が集中日になることはありませんが、数年に1回は株主総会の開催日を休日(日曜日・祝日等)にし、開催場所を主要駅近くのホテルにする等、より多くの株主の出席ができる環境を実現しております。招集通知書は、当社ホームページに掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	定期的ではありませんが、都度、日本証券アナリスト協会主催及び証券会社主催の個人投資家説明会などに積極的に参加し、当社のIRの活動の幅を広げると共に、個人投資家の増加促進に努めております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	代表執行役社長は、アナリスト協会において会社説明会を年2回(第2四半期、期末)に実施しております。また、執行役による機関投資家への投資家訪問も同時期に実施しております。説明用のIR資料は、パワーポイントで作成し、グラフ、図表、写真等を使用し、聞き手が理解できる資料作りに努めております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社のホームページには、適時開示情報はもちろん、決算財務情報(一部英文も作成。)、会社説明会資料、同Q&A、有価証券報告書、四半期報告書、株主総会Q&A、事業報告書、決算短信、四半期決算短信などを掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部署は経営管理部企画課が、IR事務連絡責任者は最高財務責任者が、それぞれ担当しております。	
その他	株主総会後に株主と会社との意見交換会を実施し、株主への当社の理解度アップに努めております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	ISO14001(環境)、OHSAS18001(労働安全衛生)の認証を取得し、当社のホームページでは、環境への取り組みとして、公開しております。
その他	当社は、個々の能力を最大限に発揮できる魅力的な職場環境の実現を目指し、出産・育児・介護等、様々なライフスタイルに合わせた働き方を支援する勤務形態を導入しております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

取締役及び執行役の経営幹部が有効な内部統制を構築し充実していくことが、経営の健全性を高めコーポレート・ガバナンスの体制維持と企業価値の向上につながると認識しております。その実行のため、リスク管理を重視した体制を作り、社内規程の整備及び法令等の順守（コンプライアンス）体制と有効性を確認する内部監査などを重要視しております。
なお、内部統制システムの整備状況については以下の体制を構築しております。

(1) 当社の執行役及び使用人ならびに子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社グループの経営基本方針にある「順法精神」及び行動規範にある「Integrity（誠実さ）」を全社朝礼等で繰り返し伝えることにより、法令順守をあらゆる企業活動の前提とすることを当社グループ社員に徹底する。また、子会社の規模及び業態等に応じて「内部通報制度運用規程」、「内部監査規程」、「職務権限規程」を整備し、運用管理する。さらに、コンプライアンス体制については、「コンプライアンス委員会」を設置し、「コンプライアンス・マニュアル」を制定し、そのマニュアルについて研修を実施する。

(2) 当社の執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
執行役の職務遂行に係る情報を文書（電磁的媒体・電子メールを含む。）で保存する。取締役は常時これらの文書を閲覧できるものとする。また、「執行役規程」、「書類管理規程」により運用管理する。

(3) 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
危機管理担当執行役を選任し、当社グループ全体のリスクを網羅的・総括的に管理するため、適切な情報伝達と緊急体制を整備する。各部門所管業務に付随するリスク管理は担当部門が行う。また、「内部通報制度運用規程」、「内部監査規程」、「海外子会社安全確保規程」、ISO13485（品質）、ISO14001（環境）、OHSAS18001（労働安全衛生）における危機管理関係規定等により運用管理する。

(4) 当社の執行役及び子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
「取締役会規程」、「執行役規程」により運用管理する。また、代表執行役社長は、執行役部長会審議、取締役会審議承認を経て事業年度毎に当社グループ全体の方針目標を定め、それを各執行役及び各部長に伝達し、各部長、各課長及び子会社関係者は、その目標（予算を含む。）達成のために「職務権限規程」等の社内規定に従い各部門の具体的目標を立案し、効率的な達成の方法を定める。それを執行役部長会が定期的に進捗をレビューし、また取締役会が業務チェック（法令順守・業務効率）を実施し、改善を促すなど、全社的な業務の効率化を実現する。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制及び子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
当社グループ各社間での情報の共有化・指示・伝達等は常時電子メールにより行い、子会社の財務状況その他の重要な情報については、当社へ定期的な報告を義務づける。また、当社及び子会社から成る企業集団の機能又は業務区分毎に、それぞれの責任を負う執行役を任命し、法令順守体制、リスク管理体制を構築する権限と責任をこれに与え、本社の内部監査人室及び監査委員会が主体となる内部監査を適時実施し、内部統制の改善策の指導、支援を行う。また、「執行役規程」、「関係会社管理規程」、「内部監査規程」により運用管理する。

(6) 当社監査委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項
「監査委員会の職務を補助すべき使用人に関する規程」により運用管理する。

(7) 前号の使用人の当社執行役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査委員会の職務を補助すべき使用人の人事考課ならびに転入及び転出は監査委員会の事前同意を要するものとし、当該使用人が職務を執行するうえで不当な制約を受けることがないよう配慮する。また、監査委員会の職務を補助すべき使用人は、他部署を兼務せず、専ら監査委員会の指揮命令に従う。また、「監査委員会の職務を補助すべき使用人に関する規程」により運用管理する。

(8) 当社の取締役（監査委員である取締役を除く。）、執行役及び使用人、ならびに子会社の取締役・監査役等及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査委員会に報告するための体制
当社グループ社員は、当社監査委員会から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。また、法令等の違反行為等、当社または当社の子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに当社の監査委員会に対して報告を行う。さらに、当社の内部監査人室は、定期的に当社監査委員会に対して報告を行い、当社グループにおける内部監査の状況等を報告する。また、「監査委員会に対する報告に関する規程」により運用管理する。

(9) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社の監査委員会へ報告を行った当社グループ社員に対し、当該報告をしたことを理由に不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループ社員に周知する。また、子会社の規模及び業態等に応じて「内部通報制度運用規程」を整備し、運用管理する。

(10) 監査委員会の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
監査委員会がその職務の執行について、当社に対して費用の前払等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査委員会の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

(11) その他当社の監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査委員会は、必要に応じて取締役会毎に報告し、意見交換をする。また、監査委員は、執行役からの四半期毎の報告を取締役会で聴取する。監査委員には会社役員経験者、弁護士、公認会計士等を選任し、監査業務に関し適正な運営を担保する。さらに、関連する規程「監査委員会規程」、「監査委員会に対する報告に関する規程」、「執行役規程」により運用管理する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、社会や市民生活の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会生活の発展を妨げる、暴力団、暴力団構成員、準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等の反社会的勢力との関係を一切遮断し、反社会的勢力排除のため、以下の内容の体制整備を行っております。

(1) 反社会的勢力対応部署の設置
不当要求防止責任者は経営管理部長、反社会的勢力による不当要求等が発生した場合の対応部署は経営管理部人事総務課としております。

(2) 反社会的勢力に関する情報収集・管理体制の確立
外部専門機関や他企業等との間で情報交換を行い、収集した反社会的勢力に関する情報を一元的に管理するとともに、各業務執行部門は、取引先に対する反社会的勢力調査を実施し、反社会的勢力との関係遮断に努めております。

(3)外部専門機関との連携体制の確立

反社会的勢力による不当要求等に対しては、外部専門機関(全国暴力追放運動推進センター、公益財団法人栃木県暴力追放県民センター及び警察署等。)と連携し、組織として対応するとともに、外部専門機関が主催する研修に積極的に参加しております。

(4)反社会的勢力対応マニュアルの策定

「反社会的勢力対策規程」により運用管理するとともに、反社会的勢力排除についての一連の考え方やルールを社員全員に周知徹底するため、「コンプライアンス・マニュアル」を整備し、社内研修を実施しております。

(5)暴力団排除条項の導入

反社会的勢力が当該取引の相手方となることを拒絶する旨、当該取引が開始された後に相手方が反社会的勢力であると判明した場合に契約を解除し、その相手方を取引から排除できる旨の条項を取引契約書等に盛り込んでおります。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

あり

該当項目に関する補足説明

(1)基本方針の内容

当社は医療機器メーカーとしての相応の事業規模を有するにいたっており、その事業範囲も、手術用医療機器関連製品の提供、系メーカーへの手術用縫合針の供給、歯科医療機器関連製品の提供と比較的広い範囲に及び、また、海外での生産を拡大し、海外売上比率も高くなる等、グローバルな業務の展開を行っております。製品の高い品質を通じたエンドユーザーである医師との長期的かつ持続的な信頼関係の維持こそがこうしたオペレーションを支える原点であるだけに、必然的に長期的、グローバルな視野に立った経営が不可欠となります。

したがって、当社株式買付の提案を受けた場合に、その買付が近視眼的な視野に立っていないか等、当社の企業価値・株主共同の利益に及ぼす影響を適切に判断するためには、買付者の提案する事業計画の実現可能性・適法性、当社の有形無形の経営資源、ステークホルダーに与える影響とそれが企業価値に及ぼす影響、将来を見据えた施策の潜在的効果、各事業分野の有機的結合により実現され得るシナジー効果、当社の実情等につき十分に把握する必要があると考えております。

勿論、当社は、当社支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主の皆様ご意思に基づいて行われるべきものと考えており、株式の大規模買付であっても、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

当社取締役会は、上記に鑑みて、当社の企業価値・株主共同の利益の確保、向上に資さない当社株式の大量取得行為や買付提案を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当でないと考えております。

また、当社の株主構成は現経営陣による安定的な状況となっているものの、当社役員等の発行済株式に占める保有割合は低下しております。中長期的な事業領域の拡大に結びつく新規事業への投資等に伴う資金調達的手段として、又は自己資本の充実のため資本市場における資金調達もひとつの選択肢として考えられ、これらを実施する場合には当社役員等の持株比率がさらに低下する可能性もあります。その他、今後他社と業務資本提携を行う等の事由で株主構成が変化する可能性も否定はできませんし、役員の変動等によって持株比率が低下する可能性もあり、また、大株主である役員等が各々の事情に基づき株式の譲渡その他の処分をすることによって、現在の安定的な株主構成を維持できない事態も起こり得るものと考えております。

こうした事情に鑑み、当社取締役会は、当社株式に対する不適切な買付により企業価値・株主共同の利益が毀損されることを防止するためには、対応策として買収防衛策の導入が必要であると判断いたしました。

(2)不適切な支配の防止のための取組み

当社は、上述の基本的考え方につき株主の皆様のご承認をいただき、平成19年11月21日開催の定時株主総会において導入した当社株式の大規模買付行為への対応方針を、若干の修正を加えたうえで継続いたしております。

本対応策は、当社株式の大規模買付行為が行われる場合の手段を明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報と時間を確保するとともに、買付者との交渉の機会を確保することにより、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的としております。

具体的には、当社の発行済株式総数の20%以上となる株式の買付又は公開買付を実施しようとする買付者には、必要な情報を事前に当社取締役会に提出していただきます。一方、当社取締役会は独立性の高い3名以上の社外取締役のみで構成する特別委員会を設置し、特別委員会は外部専門家等の助言を独自に得たうえで、買付内容の検討、株主の皆様への情報開示と代表執行役の提示した代替案の開示、買付者との交渉等を行います。買付者が本対応策の手続を順守しない場合や、当社の企業価値・株主共同の利益を侵害する買付であると特別委員会が判断した場合は、対抗措置の発動(買付者等による権利行使は認められないとの行使条件を付した新株予約権の無償割当ての実施。)を取締役に勧告し、その勧告を受けた取締役会は、対抗措置発動についての承認を議案とする株主総会を開催し株主の皆様ご意思を確認することにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保します。

なお、本対応策の詳細は、インターネット上の当社ウェブサイト(アドレス<http://www.mani.co.jp/>)の平成25年10月22日付発表分に掲載しております。

(3)不適切な支配の防止のための取組みについての取締役会の判断

当社取締役会は、以下の理由から、本対応策が基本方針に沿い、当社の企業価値・株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社経営陣の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

イ. 株主意思の反映

本対応策は、その基本的考え方については、平成25年11月22日開催の定時株主総会における株主の皆様ご承認の下に導入しております。また大規模買付行為を受け入れるか否かは最終的には当社株主の皆様ご判断に委ねられるべきという方針で貫かれており、特別委員会により対抗措置を発動すべきとの勧告が取締役会に出された場合にも、同様にその勧告により株主総会が招集され、株主の皆様ご決議によりはじめて発動が可能となります。

ロ. 独立性の高い社外者の判断と情報開示

当社は指名委員会等設置会社であり、当社の執行役を監督する立場にある3名以上の独立性の高い社外取締役のみからなる特別委員会を構成することにより、当社経営陣の恣意的判断を排し、その客観性、合理性を担保すると同時に、特別委員会は当社の実情を把握し当社の企業価値を構成する要素を十分に把握したうえで、買付が当社の企業価値・株主共同の利益に及ぼす影響を適切に判断できると考えております。

さらに、特別委員会の判断の透明性を高めるため、大規模買付者から提出された大規模買付意向表明書の概要、大規模買付者の買付内容に対する当社代表執行役の意見、代替案の概要、その他特別委員会が適切と判断する事項について、原則として株主の皆様に対しすみやかに情報開示を行います。

ハ. 本対応策発動のための合理的な客観的要件の設定

本対応策は、あらかじめ定められた合理的な客観的要件が充足されなければ発動の勧告がなされないように設定されており、これらの客観的要件は基本方針における当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当でないとされる場合と一致させております。これにより、当社経営陣による恣意的な発動を防止します。

ニ. 第三者専門家の意見の取得

特別委員会は、当社の費用で、独立した第三者(ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。)の助言を得ることができます。これにより、特別委員会による判断の公正さ、客観性がより強く担保されます。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、以下のとおりです。

当社は、適時開示規則その他関係諸法令を順守しつつ、投資者が当社への投資価値を的確に判断するために必要な会社情報を適時適切に開示することを基本として、迅速にディスクローズできる体制を構築しております。また、情報取扱責任者は最高財務責任者、開示担当部署は経営管理部が担当しております。

(1) 決定事実に関する情報

決定事実とは、原則として取締役会または業務執行に関する意思決定機関である執行役部長会において決定しております。経営管理部は取締役会及び執行役部長会の付議事項を予め入手し、適時開示の対象となる重要事実の有無を検討するとともに、該当があれば直ちに開示資料を作成し、取締役会または執行役部長会の承認を得て、速やかに開示しております。なお、当該取締役会には監査委員（取締役兼務）、執行役部長会には監査委員会室長が出席するとともに、開示資料の作成にあたっては、必要に応じて事前に顧問弁護士からアドバイスを受ける等適切な情報開示に努めております。

(2) 発生事実に関する情報

重要事実が発生した場合は、社内各部から最高財務責任者及び経営管理部に情報が集約されます。経営管理部は事実を確認し、直ちに開示資料を作成するとともに、開示担当執行役の承認を得て、速やかに開示しております。

(3) 決算に関する情報

経営管理部が決算開示資料を作成し、会計監査人による確認を経て、執行役部長会及び取締役会の承認を得て、速やかに開示しております。なお、当該取締役会には監査委員（取締役兼務）、執行役部長会には監査委員会室長が出席しております。

